

第 5 節 感染症保健・医療対策

【基本的な考え方】

●新型コロナウイルス感染症については、発生当初、当該感染症への対応に関する知見がない中で、医療現場においては、多くの医療資源を投入しながら、感染防止対策を講じつつ入院患者の受入れや疑い患者への対応にあたってきました。しかし、急激な感染拡大による患者数の増加に伴い、重症化リスクや感染拡大防止等の観点から、入院医療を原則とせざるを得ず、感染症患者の受入れについて、感染症病床のみならず、一般病床の活用による対応が必要な状況となったことで、入院医療体制に大きな影響を及ぼしています。

●島根県では、令和 2 年 7 月に、「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和 2 年 6 月 19 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえて患者推計を行い、この推計に基づいて病床確保計画を策定の上、8 月から計画に沿って即応病床を運用しています。

●島根県においては、県民の感染防止対策の理解・徹底により患者発生が抑えられ、また一時的に多くの患者が発生した際は広域入院調整本部が機能する等により、都市部のような病床・人材不足に陥るまでには至っておりませんが、今後も新型コロナウイルス感染症の発生状況に注視しつつ、関係機関と幅広く連携して対応していく必要があります。

【現状と課題】

（7）新型コロナウイルス感染症

●島根県においても、令和 2 年 4 月に最初の感染者が確認されました。

表 6-5-15 新型コロナウイルス感染症の発生状況の推移（全数報告）

年次（年）	令和 2 年 （2020 年）	令和 3 年 （2021 年）
島根県	209	67※

※令和 3 年 2 月 5 日現在

●島根県では、ピーク時の推計患者数 208 人を上回る 253 床の入院病床と、98 室の宿泊療養施設を確保して患者の療養に備えています。病床確保計画では、患者の増加の状況に応じ、5 段階で即応病床を増やすこととしています。

●新型コロナウイルス感染症患者に対する医療と一般医療との両立を図ることや、新型コロナウイルス感染症の重症患者の増加に備えた受入体制の整備が必要です。

●新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、本県においても医療提供体制に多大な影響を及ぼしており、検査体制の整備、感染症対応も含めた医療機関間の役割分担・連携体制の構築、マスク等の感染防護具や人工呼吸器等の医療用物資の確保・備蓄などが急務となっています。

●新型コロナウイルス感染症については、特効薬がなく、治療方法が確立されていないことから、感染者が発生した際には、感染拡大防止のために、徹底した積極的疫学調査を強く押し進めていく必要があります。

【施策の方向】

(7) 新型コロナウイルス感染症

①新型コロナウイルス感染症の感染予防について、広く県民に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。

②感染拡大防止のために必要な措置を講ずるとともに、感染源、感染経路を特定するための調査を行います。

③新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種が円滑に行われるよう、体制確保に取り組みます。

④感染者に適切な医療を提供できるよう外来診療体制及び入院医療体制を整備します。

⑤医療のひっ迫を生じさせないよう、無症状、軽症の方の療養のための宿泊療養施設を確保します。

⑥医療物資の不足に備え、県が必要な物資の備蓄を行うとともに、自ら医療物資が確保できなくなった医療機関へ提供していきます。

第7節 健康危機管理体制の構築

【現状と課題】

(2) 新型コロナウイルス感染症

- 新型コロナウイルス感染症は、令和2年2月1日から感染症法上の指定感染症に定められましたが、令和3年2月13日からは新型インフルエンザ等感染症に法的位置付けが変更されました。

- 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が一部改正され、新型コロナウイルス感染症を令和2年3月14日から法に規定する「新型インフルエンザ等」とみなして、この法及びこの法に基づく命令（告示を含む。）の規定を適用することとなりました。

- 新型コロナウイルス感染症への対応は現在進行形ではありますが、これまでの対策で得られた知見や経験をもとに対策を進めていく必要があります。

【施策の方向】

- ③迅速な検査及び精度の高い検査機能を維持するため、保健環境科学研究所及び浜田保健所における検査体制の充実を図ります。

- ⑥新型コロナウイルス感染症対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、国、市町村及び関係団体と緊密な連携の下に対応します。